

## 第五章 教育の向上

### 第一節 学校教育とその拡充

#### 第一項 新教育の再検討と教育行政の転換

戦後教育の 反 省 と 教育の自立  
サンフランシスコ対日平和条約の調印により、わが国は昭和二十七年四月独立した。この前後から戦後教育は反省と再検討がなされ、教育の自立が提言されるようになった。戦後社会がある程度おちつきをみせてくるに従って、新教育の功績を認めながらも、子どもの基礎学力の低下、道徳感の欠如など戦後の教育に対する不満を表す声が各界各層から出されるようになってきた。

新教育批判の声がしだいに大きくなるとともに道徳教育の振興、社会科の改訂、基礎学力の向上、そして愛国心の高揚等があいついで検討されるようになった。

道徳教育の振興については「第二次アメリカ使節団報告書」にもふれられており、また、時の文部大臣天野貞祐の提言もあって、昭和二六年度から重視されるようになった。道徳教育を主体とする教科は設けられなかったものの学校生活全面にわたって行うことを原則とし社会科がその重要な任務を果たすものとしてこれを担当することになった。

文部省は二六年四月に「道德教育のための手引要綱」を発表し、本県教育委員会も同年度の指導方針の一つとして「民主的な道德教育」をかかげ、この方面の研究も各地で盛んに行われるようになった。

つぎに、社会科の改訂は、道德教育振興と関連してとり上げられた問題であった。二八年八月教育課程審議会は「社会科の改善についての方策」を発表した。その後、三〇年二月に小・中学校社会科の学習指導要領改正案の大綱を発表し、学習指導要領の全面改訂をまたずに社会科だけが改訂されることになった。これにより道德教育は社会科の内容にはつきりと位置づけられるとともに地理や歴史の系統的知識を重視することもきめられた。これは、社会科の性格に大きな変化を加えるものであり、事実上の社会科の解体として反対も大きかった。

このように道德教育は社会科との関連の中でいっそう推進されたが、本県では三二年県教育委員会が「社会科における道德教育の手引き」を刊行した。また、同年、県小・中学校長会が編集・発刊した『郷土にかがやく人々』は道德教育の読み物としてのみならず郷土への認識を深める読み物として広く活用された。

基礎学力の低下については、戦後教育の実態把握のため各都道府県や教育委員会が二四、五年頃から学力調査を行うようになり、文部省が全国規模で組織的に「全国学力調査」を指定校に実施したのは三一年度からであった。初年度は国語・算数(数学)、三二年度は社会・理科、三三年度は小学校で音楽・図工・家庭・教科以外の活動、中学校で英語・職業家庭、高等学校で英語・保健体育について実施された。調査結果については本県の調査対象は四%〜一〇%であったが、ほとんどすべての教科で全国平均を上回る成績であった。

このように道德教育、社会科改訂、基礎学力などの問題について、種々の施策と調査を進められた。しかもこの時期はわが国の産業経済が戦後復興の域を脱して技術革新を基軸とする高度成長期に移行する時期でもあった。それに

ともなつて科学技術教育振興の必要が力説され、教育課程の改善や理科教育、産業教育の振興が急務とされた。これらの総合的解決を期して、三三年には小・中学校、三五年には高等学校の新しい学習指導要領がそれぞれ告示され、小学校については三六年度から、中学校については三七年度から、高等学校については三八年から実施されることになった。

### 教育推進の

### 機 関

昭和二三年秋に発足した教育委員会は、戦後における新しい教育制度の確立と教育活動の振興に多大の成果をあげてきた。しかし時勢の推移とともに種々の反省が加えられ、いろいろな批判も生まれてきた。とくに二七年一月に市町村教育委員会が全面設置となつてから、教育界内部にも教育行政単位の細分化や地方分権的な教育行政に対する批判がおり、一般行政面からも地方行政の総合的能率の運営のための支障、貧弱な町村財政の圧迫、義務教育職員の経費負担と人事権の問題などについて批判が高まつた。そして激しい国会の議論をへて、三一年六月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が公布され一〇月一日から施行されることとなった。

この法律の主眼は、地方公共団体における教育行政と一般行政との調和をはかり、教育の政治的中立と教育行政の安定を確保し、教育行政における国、都道府県、市町村の連携を密にすることの三点にあつた。そして、これにもとづいて再発足する新教育委員会については、教育委員の任命制をはじめ、教育長の承認制、首長の財務権、県費負担教職員の任命権、文部大臣および都道府県教育委員会の指導、助言、援助などに関して従来に比べていちじらしい変更が加えられ、教育行政の中央集権的傾向が強められるとともに、一般行政からの独立性が弱められた。

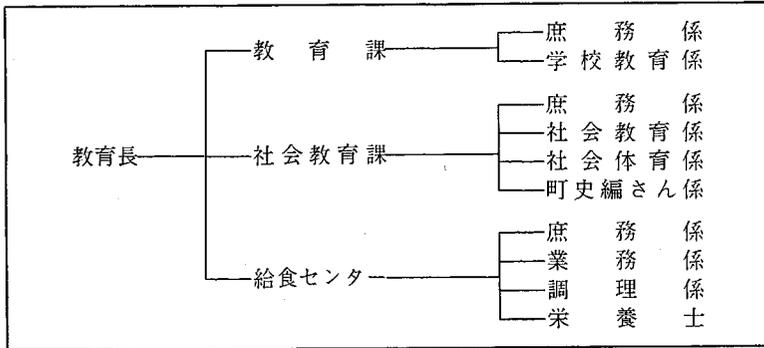


表3-133 大口町歴代教育長

氏名	在任期間	備考	氏名	在任期間	備考
井上 誠之	S27.10.6~28.3.31	助役兼任	近藤 正直	S32.4.1~38.5.30	
酒井 康信	28.4.1~29.3.31		大澤 治郎	38.6.30~47.3.31	
井上 誠之	29.4.1~31.3.31	助役兼任		47.4.1~48.6.30	教育課長代行
近藤 正直	31.4.1~31.9.30		江口 一男	48.7.1~55.9.30	
船橋 茂正	31.10.1~32.3.31		江口 正矩	55.10.1~	

表3-134 大口町歴代教育委員

氏名	在任期間	備考	氏名	在任期間	備考
社本仁左門	S27.10.5~31.9.30	公選制による	酒井 甚九郎	S38.10.1~42.9.30	任命制による
仙田 賢弌	〃	〃	大沢 次郎	39.10.1~43.9.30	〃
丹羽 範治	〃	〃	社本 正雄	41.10.1~45.9.30	〃
水野 外一	〃	〃	酒井 甚九郎	42.10.1~46.9.30	〃
服部 為一	27.10.17~30.4.30	〃	大沢 次郎	43.10.1~47.3.31	辞職
吉田 盛一	30.5.1~31.9.30	〃	社本 正雄	45.10.1~49.9.30	任命制による
近藤 正直	31.10.1~35.9.30	任命制による	酒井 甚九郎	46.10.1~50.9.30	〃
藤川 久治	31.10.1~34.4.30	〃	江口 一男	47.7.18~47.9.30	大沢氏の残任期間
佐野 廉	31.10.1~33.9.30	〃	〃	47.10.1~51.9.30	任命制による
〃	33.10.1~34.4.30	〃	江口 正矩	49.10.1~53.9.30	〃
社本 正雄	34.5.6~37.9.30	佐野氏の残任期間	伊藤 敏治	50.10.1~54.9.30	〃
服部 昇	34.5.6~34.9.30	藤川氏の残任期間	江口 一男	51.10.1~55.9.30	〃
酒井 甚九郎	35.7.1~38.9.30	任命制による	江口 正矩	53.10.1~	〃
近藤 正直	35.10.1~38.6.30	〃	伊藤 敏治	54.10.1~	〃
社本 正雄	37.10.1~41.9.30	〃	社本 正雄	55.10.1~	〃
大沢 次郎	37.7.2~39.9.30	近藤氏の残任期間			

教育財政の  
推移

高等学校以下の地方教育費は、地方財政法に規定されているとおり地方財政が原則であり、また学校教育法により学校の設置者が負担するのが原則であった。したがって市町村立の小・中学校、幼稚園の経費は市町村が、県立の高等学校、盲・聾学校の経費は県が負担するのがたてまえであった。

昭和三〇年度前後における歳出決算総額に対する教育費の比率は、国においては約一二%であったが、都道府県では全国平均で約三三%、市町村では同じく全国平均で二一%程度であった。本県では財政難のなかにおいて教育にも重点がおかれ、教育費の比率は毎年およそ三五%であった。

本県の教育費の分野別構成では、学校教育費が大部分を占めていた。三一年度の例では、小学校五〇%であり、中学校二七%、高校一六%、その他二%で、学校教育費が九五%であり、五%が社会教育費と教育行政費であった。学校教育費のうちで、義務教育のために支出される経費はきわめて大きかったが、二八年に義務教育費国庫負担法が公布された。その後も地方公共団体の財政的基盤の相互間の格差などを考慮して、各種の国庫負担、国庫補助の制度が生まれ、その種類もしだいに多くなった。二六年の産業教育振興法をはじめ、二八年に理科教育振興法、学校図書館法、高等学校の定時制教育及び通信教育振興法、青年学級振興法などが公布され二

表3-135 大口町における教育費の推移  
(単位：千円)

年度	区分	総歳出	教育費	構成比率
昭和25年		18,338	6,138	30.5%
◇ 30年		41,911	7,568	18.0
◇ 31年		50,337	7,281	14.4
◇ 36年		93,220	19,397	20.8
◇ 38年		99,980	19,656	19.6
◇ 40年		206,230	55,800	27.0
◇ 41年		201,606	18,394	9.1
◇ 43年		340,854	77,018	22.6
◇ 45年		740,605	213,999	29.0
◇ 50年		1,810,626	503,720	27.8
◇ 51年		2,224,158	683,813	30.7
◇ 53年		2,902,313	957,497	33.6
◇ 54年		2,480,000	659,046	26.6

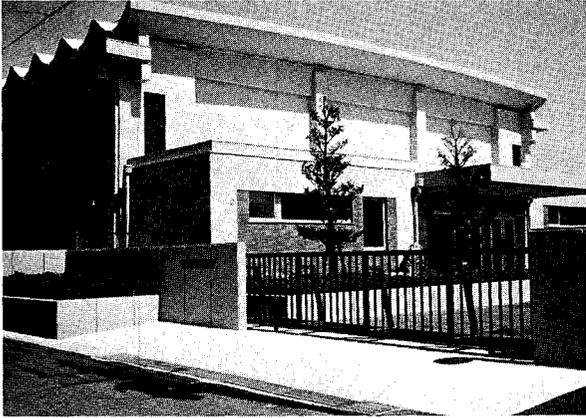


図3-114 新築された講堂(大口北小学校)

九年には、へき地教育法、学校給食法などが公布された。また、施設関係で、三三年に従来の臨時措置法的な性格から恒久的の制度として確立された義務教育諸学校施設費国庫負担法、三七年に義務教育無償の原則にもとづく「義務教育諸学校の教科用図書は無償に関する法律」なども公布され、国庫の負担補助額は増加した。しかし、教育費の負担割合は国が二五%地方公共団体が七五%という状態が維持された。

### 第二項

#### 学校施設の整備拡充

経済・文化の進展するな

かで、学校教育もこれに対応して内容の充実はもとより、施設、教具などの整備拡充に年々大きな努力がはらわれてきた。

つぎの表は学校施設の整備充実の様子を示したものであり、本町創立以来二校であった小学校は、昭和五一年四月、大口町立西小学校の開校

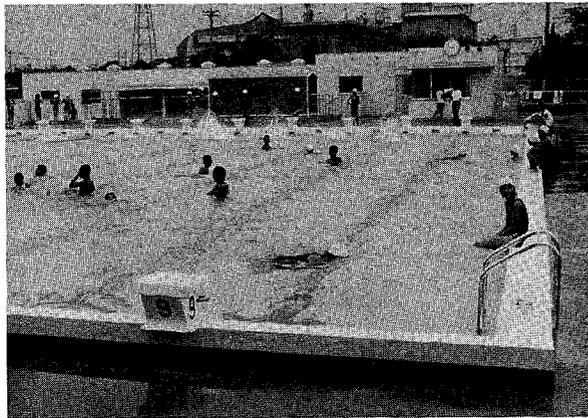


図3-115 完備されたプール(大口中学校プール)